

令和6年度 医師・看護職員確保対策事業 PR 版
(医療政策課医療人材確保係が実施する主な事業を抜粋)

(括弧書きは前年度予算額)

1. 医師確保対策事業

- (1) 【拡充】医学生修学資金等貸与事業
- (2) 《新規》滋賀の地域医療をリードする医師育成事業
- (3) 滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業
- (4) 滋賀県医療勤務環境改善支援センター運営委託事業
- (5) 【拡充】病院勤務環境改善支援事業費補助
- (6) 《新規》がんばる医療応援補助
- (7) 《新規》医師少数区域経験認定医師勤務推進事業補助
- (8) 【拡充】次世代の滋賀の地域医療を担う若手医師支援事業

2. 看護職員確保対策事業

- (1) 【拡充】認定看護育成・特定行為研修受講促進事業費補助
- (2) 病院内保育所運営費補助
- (3) 【拡充】医療職の魅力！情報発信事業
- (4) 《新規》看護地域枠制度
(地域医療を担う看護職員養成奨学金貸付貸与事業、看護地域枠キャリア形成支援事業費補助金)
- (5) 【拡充】ナースセンター事業
- (6) 看護職員修学資金等貸与事業
- (7) 《新規》看護補助者処遇改善事業
- (8) 《新規》専任教員養成講習会準備委員会開催事業

1. 医師確保対策事業

(1)【拡充】医学生修学資金等貸与事業

	144,000 千円 (131,400 千円)
〔内訳 : 〕	医学生修学資金 36,000 千円 (39,600 千円)
	医師養成奨学金 108,000 千円 (91,800 千円)

ア 医学生修学資金

貸付

属性:貸付金

対象:全国の医学部3回生(滋賀医科大学学生も対象)

<事業概要>

県内における医師確保・定着を図るため、全国の大学医学部に在籍する医学生(3年次以降)に対し、一定期間以上県内病院等で診療業務に従事することを返還免除条件とする修学資金を貸与する。

貸与金額	年額 1,800 千円(総額 7,200 千円)
貸与期間	4年
義務年限	6年(3年目以降の内、2年間はB群に所在する病院等で勤務)(※)

イ 医師養成奨学金

貸付

属性:貸付金

対象:滋賀医科大学医学部医学科地域枠入学者

<事業概要>

県内における医師確保・定着を図るため、滋賀医科大学医学部医学科に一般の入試枠とは別枠(地域枠)で選抜され入学した者に対し、一定期間以上県内病院等で診療業務に従事することを返還免除条件とする奨学金を貸与する。

貸与金額	年額 1,800 千円(総額 10,800 千円)
貸与期間	6年
義務年限	9年(3年目以降の内、4年間はB群に所在する病院等で勤務)(※)

(※)被貸与者に適用される貸与要綱により異なる。

(※)平成 30 年度以降に新規に貸与を開始した者は滋賀県医師キャリア形成プログラムの参加が義務付け。

(2) 《新規》滋賀の地域医療をリードする医師育成事業

6,000 千円 (0 千円)

貸付

属性：貸付金

対象：海外または国外留学を希望する医師

(総合診療に係る知識・技術の習得を目的とする者に限る。)

<事業概要>

本県の地域医療の発展に貢献する意思のある、海外または国内留学を希望する医師に対し、終了後の一定期間において県内に従事すること等を要件とする貸付金を貸与する。

		海外留学	国内留学
貸与額		年360万円(月30万円)	年240万円(月20万円)
貸与人数(新規)		1名/年	1名/年
貸与期間		最大2年間	
返還免除要件	就業先・期間	留学終了後、研修期間の3倍以上の期間、県内の医療機関等で医師として勤務(最大6年間)	
	その他	・留学終了後の報告書提出と学会等での成果発表 ・医学生・若手医師向けシンポジウム等での講演	

(3) 滋賀県医師キャリアサポートセンター運営事業

49,957 千円 (50,669 千円)

委託

属性：委託事業

委託先：滋賀医科大学

<事業概要>

県内の医師の地域・診療科偏在の是正や県内医療機関の医師確保のため、医療法に基づく地域医療確保のための拠点として位置づけられた滋賀県医師キャリアサポートセンターがコントロールタワーとなり、関係者・団体等と連携しながら、医療法に基づく各種医師確保対策を実施する。

(4) 滋賀県医療勤務環境改善支援センター運営委託事業

7,661 千円 (7,883 千円)

委託

属性：委託事業

委託先：滋賀県病院協会

<事業概要>

県内医療機関における医療従事者の勤務環境の改善に向けた取組を支援することにより、医療従事者の離職防止、定着を促進することを目的として設置した「滋賀県医療勤務環境改善支援センター」を運営する。

(5)【拡充】病院勤務環境改善支援事業

153,885 千円 (88,840 千円)

補助

属性 : 補助事業

補助先 : 一定の条件を満たす県内病院

<事業概要>

医療機関における勤務環境の改善を推進するため、県内病院において勤務する医療従事者の確保・定着を目的として、病院が実施する勤務環境改善に資する事業に要する経費の一部を助成。

<補助対象経費>

	補助対象経費	備考
①	産育休や宿日直免除のための代替職員の人件費	
②	医師事務作業補助者の人件費	
③	看護補助者の人件費	
④	勤務環境改善に資する研修に係る経費	
⑤	業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する ICT システム導入や設備・備品整備に係る経費	廃止
⑥	勤務医の労働時間短縮に向けた取組として、一定の要件を満たす医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく総合的な取組に係る経費	
⑦	派遣医療機関に係る経費(医師確保に係る逸失利益、医師派遣を目的とした寄附講座の運営に係る経費)	新規
⑧	派遣受入医療機関に係る経費(派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費)	新規

<基準額>

①～④の合計:11,140 千円(ただし、④は上限 4,000 千円まで)

⑥:最大使用病床数×133 千円(「更なる労働時間短縮の取組」を実施する場合は 266 千円)

⑦:派遣医師(常勤換算)1人あたり 1,250 千円×派遣月数

⑧:受入医師1人あたり 150 千円

<補助率> 1/2**<備考>**

補助対象経費のうち、「⑤業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する ICT システム導入や設備・備品整備に係る経費」は後述する「がんばる医療応援補助」と目的が重複するため廃止。

(6)《新規》がんばる医療応援補助

185,000 千円 (0 千円)

補助

属性 : 補助事業
補助先 : 県内 58 病院

<事業概要>

医療従事者(医療分野において専門的な知識・技能を持つ者)の確保・定着を目的として業務効率化や勤務環境の改善に資する事業を実施する県内病院に対し、事業に要する経費の一部を助成。

<補助対象経費>

	補助対象経費
①	業務省力化・効率化に伴う勤務環境改善に資する ICT システム導入や設備・備品整備に係る経費
②	当直室・休憩室の施設設備・備品等の整備に係る経費

<基準額>

1病院あたり 3,000 千円 + 許可病床数加算(※)

(※)許可病床数加算は以下のとおり

許可病床数(床)	加算額(千円)
199 床以下	1,500
200~299	3,000
300~399	4,500
400~499	6,000
500 以上	7,500

<補助率>

2/3

(7) 《新規》 医師少数区域経験認定医師勤務推進事業補助

6,504 千円 (0 千円)

補助

属性 : 補助事業

補助先 : 医師少数区域等 (医師少数区域、医師少数スポット) に
所在する病院または診療所

<事業概要>

医師少数区域等に所在する病院または診療所における医師の勤務を促進することを目的に、医療法第5条の2に基づき、当該病院等で6か月以上勤務し、診療や保健指導等に従事した医師を厚生労働大臣が認定することになったことを受け、当該認定を受けた医師に医師少数区域等における勤務を促すため、病院または診療所が実施する事業に要する経費を助成。

<補助対象経費 (※) >

- ・ 医師少数区域等で必要な医療を学ぶための研修受講に必要な研修受講料および旅費(研修受講経費)
- ・ 医師少数区域等で必要な医療を学ぶための新たな専門書購入に必要な図書購入費(専門書購入経費)
- ・ 専門領域のレベル維持のために他病院等で実績を積むために必要な旅費(他病院勤務経費)

(※) 医療法第5条の2第1項の認定を受けた医師で、原則として同一の医師少数区域等所在病院または診療所に週 32 時間以上勤務する医師を対象とする。

<基準額>

1 種目	2 基準額	3 対象経費
研修受講経費	認定を受けた医師1人あたり次により算出された額 (1)研修受講料 10,000円×勤務月数 (2)旅費 県内 2,000円×勤務月数 県外12,000円×勤務月数	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 ・旅費 ・雑役務費(研修受講料)
専門書購入経費	認定を受けた医師1人あたり 54,000円/年度	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 ・備品費(図書)
他病院勤務経費	認定を受けた医師1人あたり 県内 4,000円×勤務月数 県外24,000円×勤務月数	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 ・旅費

<補助率> 10/10

<その他>

医師少数区域	甲賀保健医療圏	
医師少数 スポット	大津	大津市(国民健康保険葛川診療所)
	東近江	近江八幡市(沖島、近江八幡市立沖島診療所)
		東近江市(政所、東近江市永源寺東部出張診療所)
	湖北	米原市(吉槻診療所)
長浜市(中河内、椿坂、柳ヶ瀬、菅並、杉野、大見、中之郷診療所・今市出張診療所・上丹生出張診療所、にしあざい診療所・塩津出張診療所・菅浦出張診療所、浅井東診療所)		
湖西	高島市(上針畑、下針畑、在原、高島市民病院朽木診療所)	

(8)【拡充】次世代の滋賀の地域医療を担う若手医師支援事業

2,800千円(0千円)



属性 : 委託事業
委託先 : 滋賀県病院協会

<事業概要>

本県の課題である医師確保や偏在是正のための手段の一つとして、将来県内の地域医療を担う入職前の臨床研修医や若手医師を対象に、地域医療の現場で活躍する医師の講演や意見交換の場を提供する。

ア 臨床研修医総合オリエンテーション(新規)

対象者	県内病院入職前の臨床研修医
参加者	150名程度 (臨床研修医120名程度、講師:5名程度、 臨床研修病院プログラム責任者・指導者:25名程度)
開催時期	3月ごろ
実施内容	・県の医師確保対策に係る課題やキャリア形成プログラム等の紹介 ・県内の医療現場で活躍する医師を講師とした講演会 ・臨床研修病院プログラム責任者・指導者を交えた意見交換会

イ 若手医師キャリアアップ研修(既存:若手医師キャリアアップ推進事業)

対象者	研修医、若手医師
参加者	110名程度(研修医105名程度、講師:5名程度)
開催時期	7月ごろ
実施内容	・先輩医師等によるパネルディスカッション ・県内の医療現場で活躍する医師を講師とした講演会

2. 看護職員確保対策事業

(1)【拡充】認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業

18,387千円(17,496千円)

補助

属性：補助事業

補助先：県内医療機関、訪問看護ステーション

<事業概要>

在宅に関連する分野の認定看護師の資格取得や特定行為研修の受講費用の一部を助成。

<補助対象経費>

- ① 病院等における看護職員を、在宅療養を支える分野(摂食嚥下障害看護、脳卒中看護、呼吸器疾患看護、心不全看護、腎不全看護、精神科認定看護、皮膚・排泄ケア、感染管理、緩和ケア、糖尿病看護、クリティカルケア、手術看護、生殖看護、新生児集中ケア、小児プライマリケア、がん薬物療法看護、乳がん看護、がん放射線療法看護)の認定看護師教育課程の受講に要する経費(入学金および受講料)。
- ② 病院等における看護職員が特定行為研修を受講する際に要する経費(入学金および受講料)
- ③ 特定行為研修を受講する訪問看護ステーションの代替職員雇用経費

<基準額>

- ① 800千円(感染管理のみ1,000千円)
- ② 800千円
- ③ 400千円

<補助率>

- ① 1/2 (感染管理のみ2/3)
- ② 1/2
- ③ 1/2

(2) 病院内保育所運営費補助事業

101,500千円(101,500千円)

補助

属性 : 補助事業
補助先 : 県内病院

<事業概要>

病院内保育所の運営を実施する病院に対し、保育施設の運営に要する経費(人件費)の一部を助成。(ただし、保育施設において保育に従事する者のうち保育士の資格を有する者の数が3分の1以上であり、1日あたり8時間以上の保育を行っている事業者に限る。)

※病院が委託により病院外に保育所を設置している場合も対象。

※滋賀県病院事業庁が設置する病院は補助対象外。

<基準額>

保育士資格を持つ職員数(※)	基準額
1人	1,500,000円
2人	3,000,000円
3人	4,500,000円
4人	6,000,000円
5人	7,500,000円
6人以上	9,000,000円

(※)保育士資格を持つ職員数は以下の計算により算出。

常勤職員の人数+非常勤職員の人数の合計数(小数点以下切り捨て)

<補助率>

- ① 公立・地方独立行政法人・国立大学法人病院…1/3
- ② 公的病院…1/2
- ③ 民間病院等…2/3

(3)【拡充】医療職の魅力！情報発信事業

6,512千円(9,700千円)

委託

属性：委託事業

委託先：民間業者（プロポーザル方式により決定）

<事業概要>

若年層(小学生～中学生の将来の職業を選択する世代)に対して、医師や看護職をはじめとする医療職の魅力を既存のガイドブックや動画等を活用し、広く情報発信を行う。

看護の魅力！情報発信事業として令和4年度に作成した3種のガイドブック(多様な働き方紹介ガイドブック、病院紹介ガイドブック、県内看護師等学校養成所紹介ガイドブック)やPR動画、また医療職の魅力！情報発信事業として令和5年度に作成した医療職の仕事紹介動画と短編映画について、看護職をはじめとする医療職の多様な働き方や、滋賀県で医療職として働くことの魅力等について、インターネット(主としてSNS(Instagram、Youtube等))を活用したデジタルプロモーションを展開し、県民への周知を図ることにより、医療職の志望者を増やす。

<実施内容>

インターネットを活用したデジタルプロモーション

主としてSNSを活用して、Instagramの投稿や動画配信、インターネット広告等のデジタルプロモーションを展開し、紙媒体や県ホームページでの広報では十分に周知できなかった方へ、県内外へ広く医療職の魅力を情報発信

(4)《新規》看護地域枠制度

(地域医療を担う看護職員養成奨学金貸付貸与事業、看護地域枠キャリア形成支援事業費補助金)

27,000千円(0千円)

ア 地域枠入学生に対する奨学金の貸与

貸付

属性：貸付金

対象：一般の入学者とは別の選抜枠により県内の看護系学科を持つ大学（滋賀医科大学、滋賀県立大学、聖泉大学）に選抜され入学した者（地域枠入学生）

<事業概要>

地域医療に従事する看護職員を養成することを目的として、地域枠入学生に対して、看護師免許取得後、滋賀県内の医療機関等に貸与期間の1.5倍(6年間)の期間を業務従事した場合、奨学金の返還を免除する奨学金を貸与する。

貸与金額 (年額)	600,000円 (同一人に貸与する総額は240万円を超えないものとする。)
貸与期間	最長4年
免除要件	県内の医療機関等で看護職員として6年間業務に従事 (一部免除の規定あり)

イ 地域枠入学生に対する在学中のキャリア形成支援

補助

属性：補助事業

補助先：県内の看護系学科を持つ大学
(滋賀医科大学、滋賀県立大学、聖泉大学)

<事業概要>

地域医療に興味のある学生が意識を高め、将来的に滋賀県の地域医療に貢献するキャリアを明確に描けるよう支援を行う。

<基準額>

6,000千円×3大学

<補助率>

1/2

(5)【拡充】ナースセンター事業

48,239千円(47,809千円)

委託

属性：委託事業
委託先：滋賀県看護協会

<事業概要>

看護師等の人材確保の促進に関する法律に則り、都道府県ナースセンターを設置し、以下の業務を委託事業として行う。

- ①無料職業紹介
- ②再就業コーディネーター配置事業
- ③看護の魅力普及事業
- ④看護職員確保定着促進事業
- ⑤リスタートナース応援事業 **内容拡充**
- ⑥サポートナース事業
- ⑦看護補助者研修会事業 **内容拡充**
- ⑧ナースセンター運営委員会
- ⑨看護職員需要調査(病院・訪問看護ステーション対象)

<昨年度からの変更点>

- ⑤リスタートナース応援事業
→eラーニング研修の導入、技術研修内容の拡充
- ⑦看護補助者研修会事業
→ハローワーク等と連携し看護補助者確保のための研修実施

(6) 看護職員修学資金等貸与事業

	179,824 千円 (183,202 千円)
看護職員修学資金	79,632 千円 (82,704 千円)
看護師等養成所授業料資金	100,192 千円 (100,498 千円)

ア 看護職員修学資金

貸付

属性：貸付金

対象：全国の看護職（助産師・保健師・看護師・准看護師）
を養成する学校養成所等に在学する学生

<事業概要>

県内における看護職員の確保・定着を図るため、全国の看護職を養成する学校養成所等に在学する学生に対し、特定施設(※)で一定期間以上看護職員として従事することを返還免除条件とする修学資金を貸与する。

貸与金額 (月額)	保健師・助産師・看護師 課程 大学院(修士課程) : (民間立)36,000 円(公立)32,000 円 准看護師 課程 : (民間立)21,000 円(公立)15,000 円
貸与期間	最長で在学する学校養成所等の修業年限
免除要件	特定施設で看護職員として5年間業務に従事(貸与期間に相当する期間以上業務に従事した場合に一部免除される規定あり)

※特定施設…200 床未満の病院、精神病床が全病床数の 80%以上を占める病院、診療所、訪問看護事業所 等

イ 看護師等養成所授業料資金

貸付

属性：貸付金

対象：県立総合保健専門学校または県立看護専門学校に在学する学生

<事業概要>

県内の看護職員および歯科衛生士の確保・定着を図るため、県立看護師等養成所に在学する学生に対し、一定期間以上県内で看護職員または歯科衛生士として従事することを返還免除条件とする授業料資金を貸与する。

貸与金額 (月額)	22,050 円(ただし、高等教育修学支援新制度により第 I 区分で授業料の減免を受ける者は貸与額の調整あり)
貸与期間	最長3年間
免除要件	県内施設で看護師または歯科衛生士として貸与を受けた年数、業務に従事

(7)《新規》看護補助者処遇改善事業

47,113 千円 (0 千円)

補助

属性 : 補助事業

補助先 : 看護補助加算、急性期看護補助体制加算、夜間看護加算のいずれかを取得している病院・有床診療所

<事業概要>

病院及び有床診療所に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施するために必要な経費を補助する。

<基準額>

看護補助者(常勤換算)1人当たり月額平均6,000円の賃金引き上げに相当する額。6,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額を支給。

(8)《新規》専任教員養成講習会準備委員会開催事業

1,700 千円 (0 千円)

委託

属性 : 委託事業

委託先 : 滋賀県看護協会

<事業概要>

看護職員の養成に携わる者に対して、必要な知識技術を習得させ、看護教育の内容の充実を図ることを目的に、令和7年度専任教員養成講習会を開催するにあたり、準備委員会を開催する。県内看護師等養成所の専任教員を確保するために、平成17年度より京都府と隔年で共同開催し専任教員養成講習会を実施している。

「看護教員に関する講習会の実施要領」平成22年4月5日付け医政発厚生労働省医政局長通知に基づく講習会の開催のため準備委員会を設置し、以下の業務を委託事業として行う。

- ① 専任教員養成講習会開催準備委員会の開催
- ② 専任教員養成講習会の教育規定、実施要綱等の作成
- ③ 講師の選定・決定、実習施設の選定・決定
- ④ 受講生の選定・決定等